

愛知県 I P M 推進会議開催要領

(目 的)

第1 愛知県内の多数の県民が使用又は利用する建築物における、県民の健康と環境に配慮した I P M (総合的有害生物管理 Integrated Pest Management) に基づいたねずみ・昆虫等対策を業界団体と行政機関が一体となって推進することを目的として愛知県 I P M 推進会議 (以下「推進会議」という。) を開催する。

(業 務)

第2 推進会議は、次の業務を行う。

- (1) I P M に基づいたねずみ・昆虫等対策の推進に関する協議
- (2) I P M に基づいたねずみ・昆虫等対策の普及啓発
- (3) その他 I P M に基づいたねずみ・昆虫等対策の推進に関すること

(構 成)

第3 推進会議は、別表に掲げる団体をもって構成する。

2 推進会議には、議長を置き、構成団体の長の中から選任する。

3 推進会議には、個別の事案について検討するために委員会を設けることができる。

4 議長は、必要に応じ、推進会議に構成団体以外の者の出席を求め意見等を聞くことができる。

(開 催)

第4 推進会議は、議長が必要と認めるときに開催し、議長が招集する。

(庶 務)

第5 推進会議の庶務は、愛知県健康福祉部健康担当局生活衛生課において処理する。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、議長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成23年11月29日から施行する。

別 表

業界団体	社団法人愛知ビルメンテナンス協会 社団法人愛知県ペストコントロール協会 社団法人全国建築物飲料水管理協会愛知県支部 社団法人名古屋ビルヂング協会 愛知県飲料水水質管理協会 愛知県管工事業協同組合連合会
行政機関	愛知県健康福祉部健康担当局生活衛生課 名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課 豊橋市保健所生活衛生課 岡崎市保健所生活衛生課 豊田市保健所感染症予防課

(順不同)